

大阪女学院大学教員免許状取得に係る規程

第1条 この規程は、大阪女学院大学（以下「本学」という。）学則第25条の2に定めるところにより、教員免許状（以下「免許状」という。）を取得するための履修方法について定める。

第2条 本学において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

国際・英語学科

免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	英語
中学校教諭一種免許状	英語

第3条 免許状を取得するための所要資格及び、本学で定める修得単位数等は次のとおりである。

基礎資格	学士の学位を有すること
------	-------------

免許取得に係る最低修得単位数

免許状の種類 免許法で規定する科目	免許法で定める単位数		本学で定める単位数	
	高等学校 教諭一種	中学校 教諭一種	高等学校 教諭一種	中学校 教諭一種
教科及び教科の指導法に関する科目	24	28	38	38
教育の基礎的理解に関する科目等	23	27	30	34
※大学が独自に設定する科目	12	4	12	4

免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作
---------------------	--

※ 免許取得のために法令で定められた最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

第4条 免許状取得希望者は、原則として中学校一種及び、高等学校一種の2種類を取得するものとする。

第5条 履修方法については次のとおりとする。

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

科目区分	施行規則に定める 科目区分等	本学授業科目	単位	必修	選択	開講 形式	配当 年次	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学	2	○		半期	2・3	
		Grammar 1	2	○		半期	1	
		Grammar 2	2	○		半期	1	
		Oral Interpretation	2	○		半期	2・3	
		言語学入門	2		○	半期	2・3	
	英語文学	英語文学 1	2	○		半期	2	
		英語文学 2	2	○		半期	2	
	英語コミュニケーション	Integrated Reading 1	4	○		半期	1	
		Integrated Discussion 1	2	○		半期	1	
		Integrated Discussion 2	2	○		半期	1	
		World News	2	○		半期	2	
		Academic Writing	4	○		半期	2・3	
		Research Presentation	2	○		半期	2・3	
		Studies in Interpreting & Translation	4		○	半期	3・4	
		Language Acquisition	4		○	半期	3・4	
	異文化理解	Communication & Media	4		○	半期	3・4	
		異文化間コミュニケーション論	2	○		半期	2・3	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	国際理解入門	2		○	半期	2・3	
		英語科教育法 1-1	2	○		半期	3	
		英語科教育法 1-2	2	○		半期	3	
		英語科教育法 2-1	2	○		半期	3	
		英語科教育法 2-2	2	○		半期	3	

(注) 「英語科教育法 1-1」「英語科教育法 1-2」「英語科教育法 2-1」「英語科教育法 2-2」の履修要件は、いずれの

科目も TOEIC (TOEIC-IP を含む) 500 点以上とする。

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

科目	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目	単位	必修	選択	開講形式	配当年次	備考
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	○		半期	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2	○		半期	1・2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営	2	○		半期	1・2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	○		半期	1・2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	1	○		半期	2・3	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	○		半期	2	

大阪女学院大学教員免許状取得に係る規程

科目	各科目に含めることが必要な事項	本学授業科目	単位	必修	選択	開講形式	配当年次	備考
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の指導法	2	○		半期	2	中免のみ必修
	総合的な学習（探究）の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1	○		半期	2・3	
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	2	○		半期	3	
	教育の方法及び技術	教育方法の理論と実践	2	○		半期	3	
		教育の方法と技術	2	○		半期	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT活用の理論と実践	1	○		半期	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導の理論と方法	2	○		半期	3	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談の理論と方法	2	○		半期	2・3	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導の理論と方法	2	○		半期	2・3		
教育実践に関する科目	教育実習	事前及び事後の指導	1	○		半期	4	
		教育実習 1	4	○		半期	4	教育実習 1は中免のみ必修。高免はこの2科目より1科目選択必修
		教育実習 2	2		○	半期	4	
	教職実践演習	教職実践演習（中高）	2	○		半期	4	

- (注) 1. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は、原則として配当年次に従ってすべて修得しなければならない。
2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」は、一部の科目を除いて卒業要件外科目とする。卒業要件とする科目は別に定める。
3. 「教育実習」「教職実践演習」の履修に係る資格要件は第6条に定める。

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

		本学授業科目	単位	必修	選択	開講形式	配当年次	備考	
免許法施行規則第66条の6に規定する科目	日本国憲法	日本国憲法	2	○		半期	2		
	体育	身体活動1	0.5	○		半期	1		
		身体活動2	0.5	○		半期	2		
		身体への気づき 保健体育	1	○		半期	1		
	外国語コミュニケーション	Integrated Writing 2	2	○		半期	1	Integrated Writing 2, Foundation Writing 1および Foundation Writing 2,または Theme Studiesを履修していること	
		Foundation Writing 1	1	○		半期	1		
		Foundation Writing 2	1	○		半期	1		
		Theme Studies	2	○		半期	2・3		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	AI・データサイエンスの基礎	2		○	半期	1	いずれか2単位以上履修していること
		情報機器の操作	デジタルネットワーク基礎	1		○	半期	1	
			遠隔学習のためのパソコン活用	2		○	半期	1	

2 3年次以降も教職課程の履修を継続するには、2年次終了時に、次の(1)及び(2)の要件を満たさなければならない。

- (1) G.P.A. が 3.0 以上
- (2) TOEIC (TOEIC-IP を含む) 500 点以上

ただし、上記の要件を満たさない場合は、教員養成センターにおいて面談を受け、履修を許可された場合は、3年次の履修計画をたて、履修を継続することができる。

第6条 「教育実習」および「教職実践演習」の履修には、4年次に在籍し、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 当該年度に卒業見込みであること。

- (2) 3年次までに配当されている共通英語科目の必修科目をすべて修得していること。
ただし、3年次にセメスター留学した者については、この限りではない。
 - (3) 「教育の基礎的理解に関する科目等」の内、原則として3年次配当までの各科目をすべて修得していること。
 - (4) 「各教科の指導法」の内、3年次後期に配当されている「英語科教育法 1-2」、「英語科教育法 2-2」を修得していること。
 - (5) 次のア及びイの基準を満たしていること。
 - ア. G.P.A. 3.0以上
 - イ. TOEIC (TOEIC-IPを含む) 550点以上
 - (6) 同和教育に係る講座を含めて、本学の「人権教育講座」にを2年間にわたって完全出席し、2単位を修得していること。
 - (7) 3年次に実施される教育実習ガイダンスに出席していること。
- 2 前項の要件を満たさない場合は、履修の可否について教員養成センターにおいて審議する。
- 3 「教職実践演習」の履修要件は、原則として教育実習を終了していることとする。

第7条 中学校教員免許状を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

第8条 3年次編入学生における教員免許状取得に係る履修方法については別に定める。

2 本学卒業生の科目等履修による教員免許状取得に係る履修方法については別に定める。

第9条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学院運営会議の決定による。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、2013年4月1日より施行する。
- 4 この規程は、2014年4月1日より施行する。
- 5 この規程は、2016年4月1日より施行する。
- 6 この規程は、2017年4月1日より施行する。
- 7 この規程は、2018年4月1日より施行する。
- 8 この規程は、2019年4月1日より施行する。
- 9 この規程は、2020年4月1日より施行する。
- 10 この規程は、2022年4月1日より施行する。
- 11 この規程は、2023年4月1日より施行する。

12 この規程は、2024年4月1日より施行する。